

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合においては100分の125」を加え、同条第3項中「100分の130」の次に「」とあり、及び「100分の125」を加える。

第2条 亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の130」とあり、及び「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する